産業廃棄物の適正処理について



東京都環境局 産業廃棄物対策課

くはじめに>

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、 その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間 違えやすいポイントも多々あります。

法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の 正しい知識を身につけていただきたいと思いま す。

I 廃棄物の定義、種類、処理責任

廃棄物の定義

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条
 - ●ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、 廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物で あって、固形状又は液状のもの
- ▶廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」(環境省通知)
 - ●廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう



廃棄物 に該当 するか 否かは

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の取扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思



総合的に勘案して判断

廃棄物の分類

一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)

特別管理一般廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物で、 法令で定める20種類)

特別管理産業廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)



産業廃棄物の種類① (あらゆる事業活動に伴うもの)

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、
3	廃油		コンクリートくず 及び陶磁器くず
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鉱さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

産業廃棄物の種類② (特定の事業活動に伴うもの)

	種類	具体例	
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等	
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等	
15	繊維くず	建設業、繊維工業(繊維製品製造業以外)	
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業	
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場	
18	動物のふん尿	畜産農業	
19	動物の死体	畜産農業	

20:1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

一般廃棄物 (産業廃棄物以外のものすべて)

*家庭廃棄物

- 一般家庭から出されるすべての廃棄物 例: 燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他
- 事業系一般廃棄物

事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの例: オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、その他

- その他災害廃棄物、火災ゴミ
 - ※ 建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。 (平成30年6月22日付け 環境省通知)

廃棄物の処理責任

- 一般廃棄物市町村が包括的な処理責任を有するcf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法
- ・ **産業廃棄物 排出事業者が処理責任を有する** cf.廃棄物処理法3条、11条 「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自 らの責任において適正に処理しなければならない。」
- ※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、 排出事業者のことを指します。

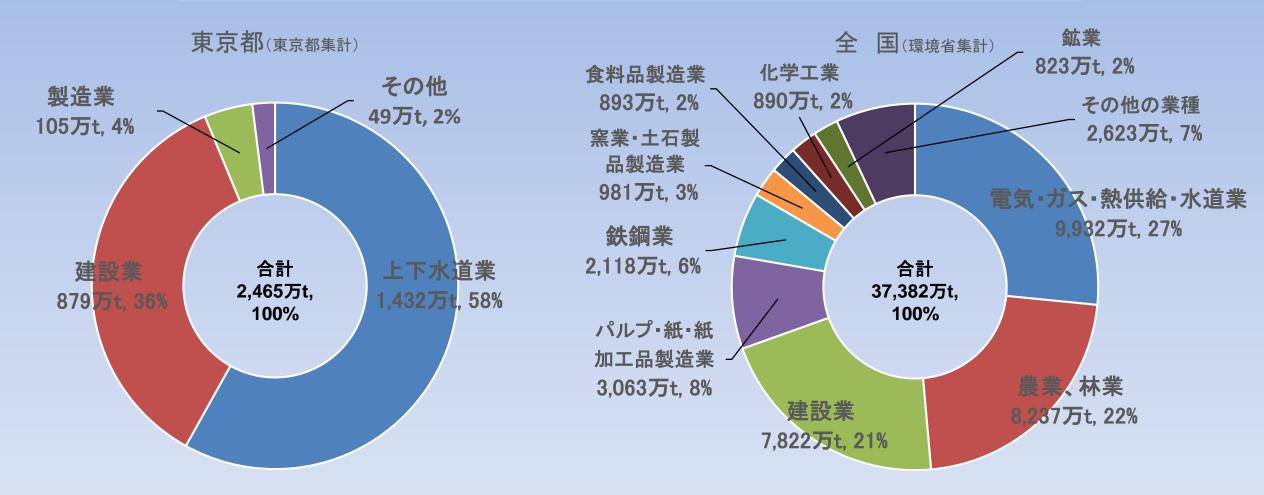
II 産業廃棄物を取り巻く現状

東京都の産業廃棄物の推移(令和2年度)



出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(令和2年度実績)」より作成

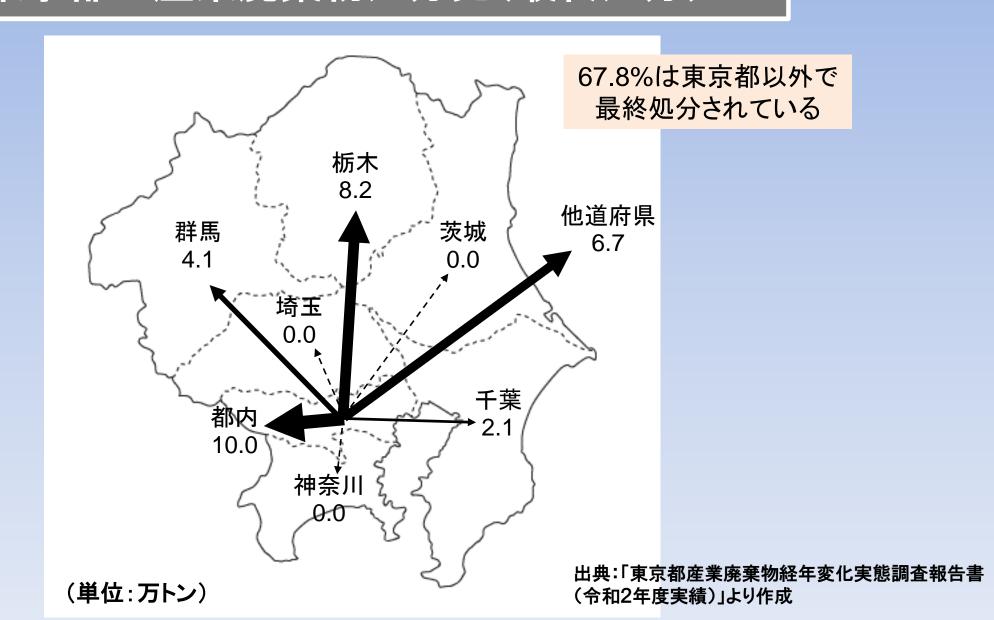
産業廃棄物の業種別排出量(令和2年度)



※各項目量は四捨五入してあるため、合算値が合わない場合があります。

出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(令和2年度実績)」、環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和2年度実績)」より作成

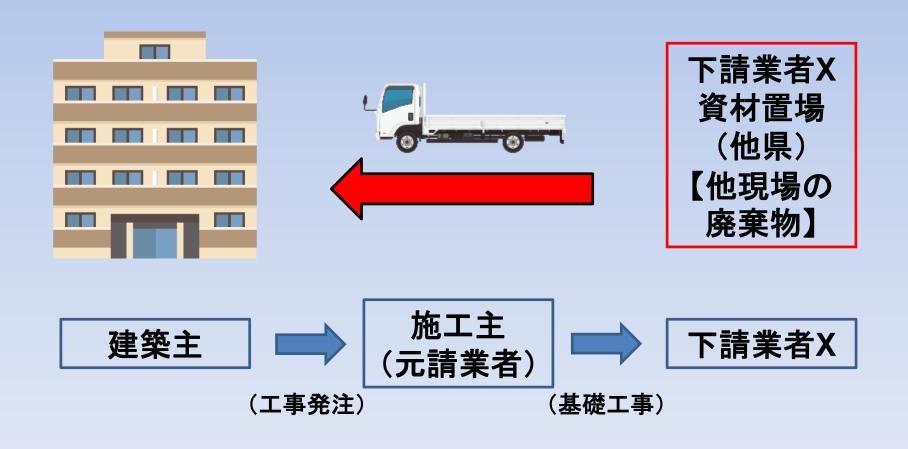
東京都の産業廃棄物処分先(最終処分)



Ⅲ 産業廃棄物の不適正処理

事案①(不法投棄)

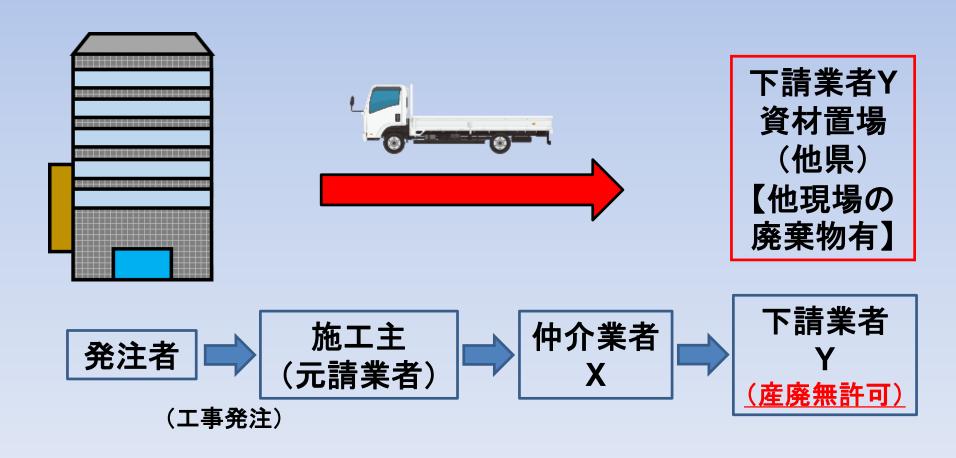
• 共同住宅新築工事現場



不法投棄現場写真 (個人情報等が含まれるため、公開資料は削除しています。)

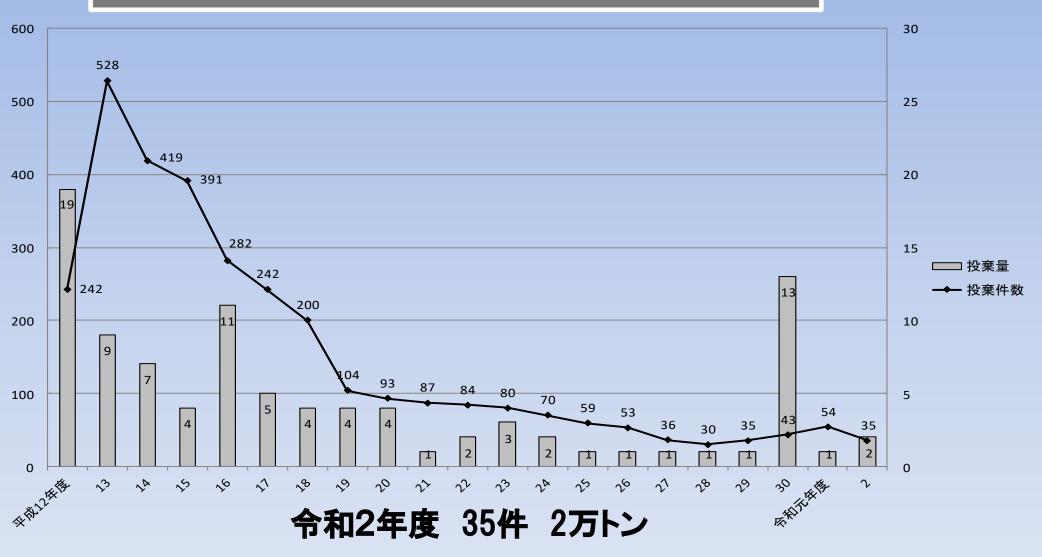
事案②(不適正保管)

• テナント閉店に伴う内装解体工事現場



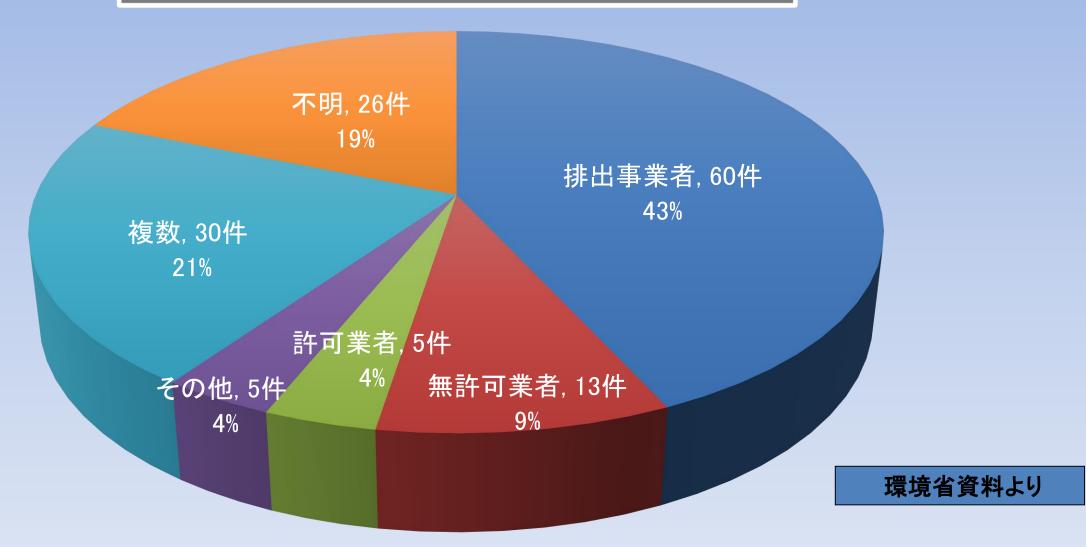
不適正保管現場写真 (個人情報等が含まれるため、公開資料は削除しています。)

関東地方(1都6県)における不法投棄



出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和2年度)」より作成

実行行為者別件数(令和2年度)



件数:排出事業者が多い(43%)

IV 排出事業者責任について

問われる排出事業者責任

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や 不適正処理等が行われた場合は、

実行行為者はもちろん、排出事業者も責任が問われる可能性がある。









排出事業者責任

- 責任
- ・ 事業者の責務(法第3条第1項) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの 責任において適正に処理しなければならない。
- ・ 事業者の処理(法第11条第1項) 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

自ら処理できない場合は・・・

⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に<u>委託</u>しなければならない (法第12条第5項)

【排出事業者の例外】(法第21条の3)

「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者!

【重要通知】

- 〇 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について (平成29年3月21日)
 - ⇒食品廃棄物の横流し事案を受け、廃棄物の処理責任は排出事業者にある事を 改めて通知しています。
 - ⇒「*規制権限の及ばない第三者*」を当事者間に介在させ、処理委託の根幹的内容を 決定させることのないようにとしています。
- 〇 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について (平成29年6月20日)
 - ⇒「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を提示しています。 ご一読ください。
- 〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について (平成23年2月4日)
 - ⇒元請業者が排出事業者となる「建設工事」の定義を示しています。

他人に収集運搬又は処分を委託する場合

産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- → 収集運搬及び処分についてそれぞれ委託
- → 委託基準の遵守
 - ●産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
 - ●書面契約
- → 委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要 な措置を講ずる(最終処分されるまで確認)
- → 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用
- ┗ 再委託の原則禁止

排出事業者による処理状況確認の努力義務 (法第12条第7項)

・ 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該 産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該廃棄物につ いて発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程にお ける処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努め なければならない。



【確認方法】

- *実地確認
- ・HPなどの公表情報からの確認 (処理状況・施設維持管理状況など)



V 産業廃棄物の保管(基準,事業場外保管)

産業廃棄物の保管基準

(法第12条第2項、第12条の2第2項 省令第8条、第8条の13)

- ア周囲に囲いの設置
- イ保管場所の表示
- ウ保管高さ制限
- 工 飛散·流出等防止対策

ア囲いの設置



イ保管場所の表示

工 飛散防止

ウ高さの制限

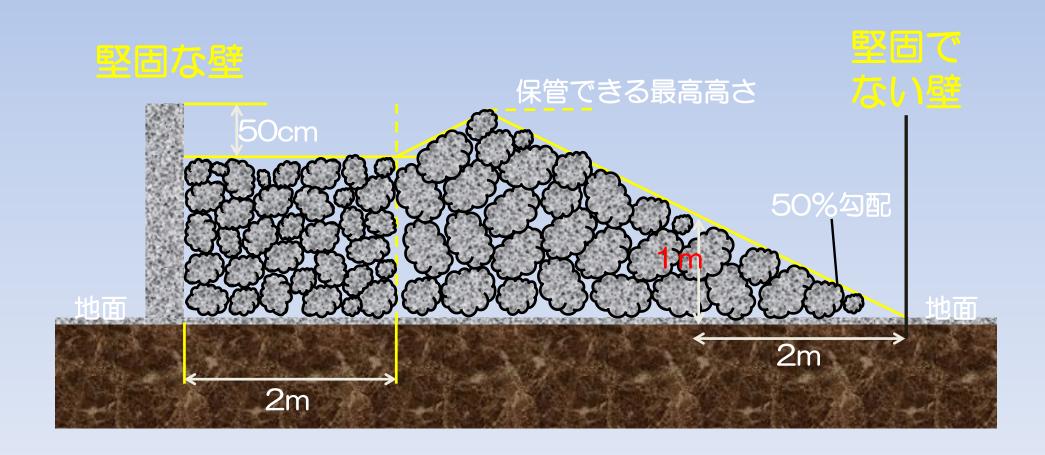






工 流出防止

保管基準の具体例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



適正な分別・保管

保管基準



保管場所に掲示板の設置



排出事業者の皆様へ

小型充電式電池 (リチウムイオン電池などの二次電池) は 取扱いに注意をお願いします

誤った取扱いで火災等が発生し、大変危険です

リチウムイオン電池等の

危険なものの分別

す。 :スマー Ai蓄電池

リチウムイオン電池・二カド電池・ニッケル水素電池・小型制御弁式鉛蓄電池があり、それぞれの電池にはリサイクルマークが表示されています。

小型充電式電池



Ni-Co





リチウムイオン電池

ナンのみ ニカドの

ニッケル水素電池

小型制御弁式 鉛蓄電池

小型充電式電池が使用されている主な製品

携帯電話・スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機













建設現場では、ファン付作業服、作業灯、パイロンなどが該当します。

事業場外保管

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項)

排出事業者自らが、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場以外の場所に産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出なければならない。

- ① 対象となる産業廃棄物 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)
- ② 対象となる保管面積 300 ㎡以上の保管場所で行う保管

【次の保管は対象外】

- ・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、 その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- ・排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における、当該届出に係るPCB廃棄物の保管

VI産業廃棄物処理委託契約について

産業廃棄物処理の委託契約



【委託基準】(法第12条第5項、6項)

- ・収集運搬業者・処分業者
- 書面での契約、法定事項を漏れなく記載産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、 契約の有効期間、料金、等
- ·**書面の添付** 産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

委託契約書における法定記載事項①

心曲な久頂	委託の種類への対応	
必要な条項	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管(収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る)		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

委託契約書における法定記載事項②

_			_	
委託	委託者側から適正処理に必要な情報			
	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用	
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用	
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用	
	JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用	
	石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用	
	その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用	
	期間中に適正処理に必要な情報(上記の 6 項目)に変更があった の情報伝達に関する事項	適用	適用	
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 適用			適用	
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い 適用			適用	

- ☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能ですが、その場合の契約書は上表の両方(収集運搬、処分)の項目全てが含まれていることが必要です。
- ★法定記載事項は契約書の中に**全て**を記載する必要があります。 東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

☑ 産業廃棄物管理票(マニフェスト) について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)



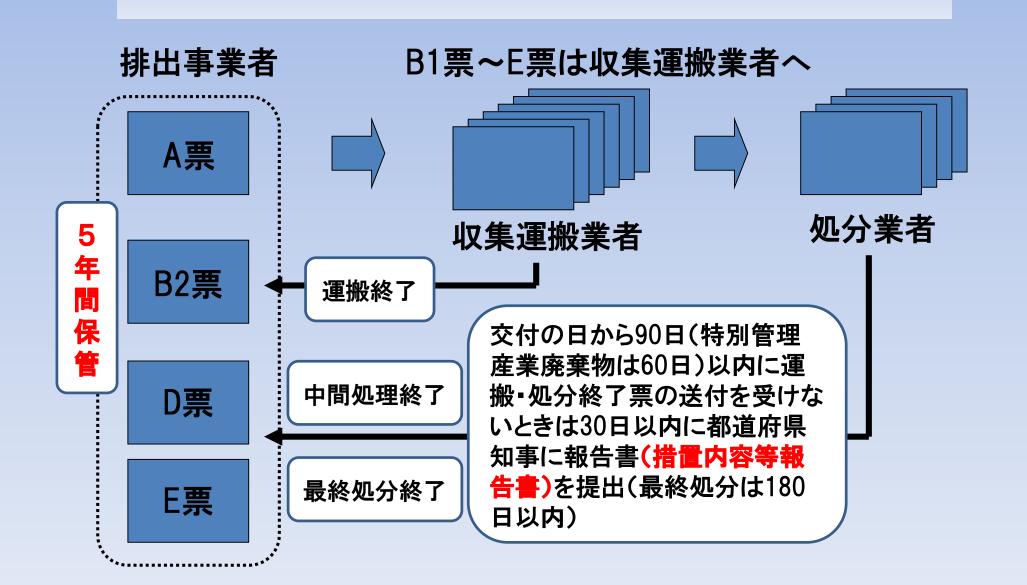
産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、・・産業廃棄物の引き渡しと同時に・・産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

(法第12条の3第1項)



引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、返送されたマニフェストの確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ



紙マニフェスト記載例(A票)

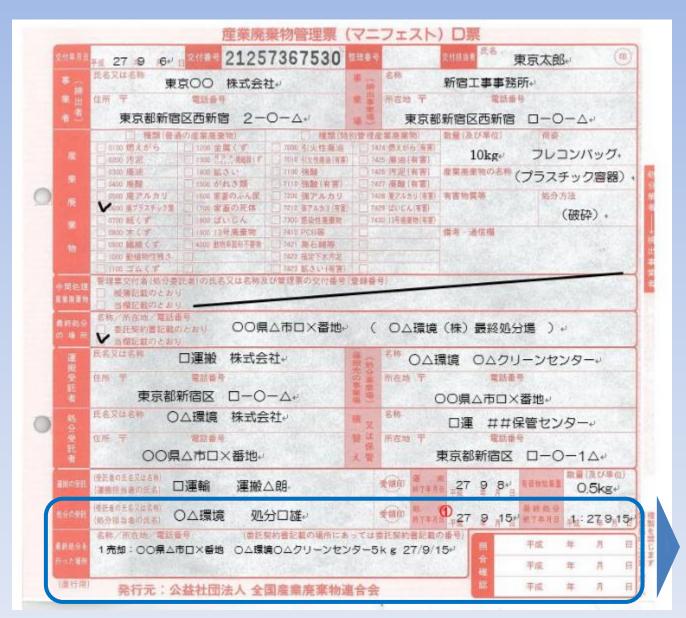


- ●廃棄物の引渡しと同時
- ●廃棄物の種類ごと
- ●運搬先ごと

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、 不送付、不記載、虚偽記載、 保存義務違反、 ⇒1年以下の懲役又は100万円 以下の罰金

紙マニフェスト記載例(D票)



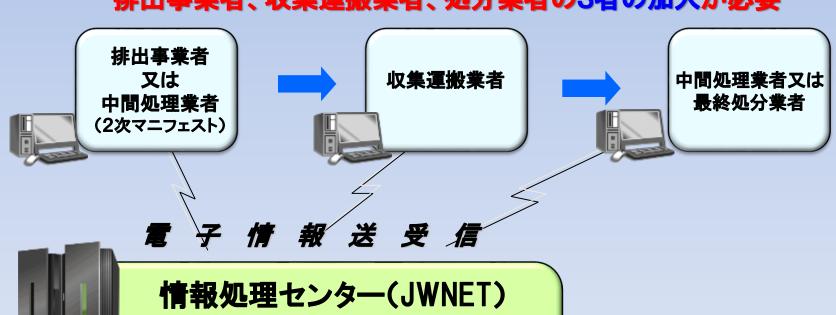
廃棄物の処分完了後、 排出事業者に戻って来る。

- →受託者が必要事項を記載している か確認
- ➡5年間の保存義務

電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が 情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化 してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要



●運搬・処分終了の通知

●報告期限切れ情報の通知

●マニフェスト情報の保存・管理

【利用時間:午前4時~翌日午前0時】

電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で自動保存するため、 紛失の心配なし
- システムにより、法定記載項目の入力漏れや、 処理の確認期限切れを防止
- ・排出事業者、収集、処分業者の3者が情報共有 し、勝手にデータ修正等ができない
- ・マニフェスト交付状況の行政報告が不要 (JWNETが一括報告)

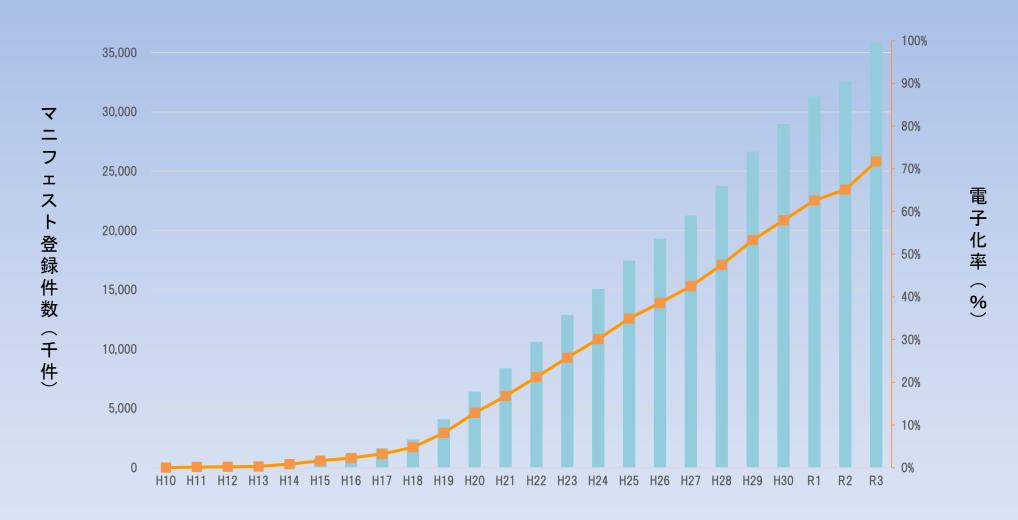
事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性

紙と電子の比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト	
マニフェスト の交付・登録	〇廃棄物を収集運搬業者または処分 業者に引渡した日から、3日以内※ にマニフェスト情報をJWNETに登録 ※3日以内には以下の①~③は含まれません。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日~1月3日)	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に 引渡しと同時に、マニフェストを交付	
処理終了確認	JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)や一覧表により確認	〇運搬終了報告:B2票とA票を <mark>照合して確認</mark> 〇処分終了報告:D票とA票を <mark>照合して確認</mark> 〇最終処分終了報告:E票とA票を <mark>照合して確認</mark>	
マニフェスト の保存	マニフェストの <mark>保存が不要</mark> (JWNETが保存、 <u>5年分は照会・ダウン</u> ロード可能)	O交付したマニフェストA票を5年間保存O収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存	
産業廃棄物 管理票交付 等状況報告	都道府県・政令市に排出事業者からの 報告は不要 (JWNETが報告)	報告書を作成し、都道府県・政令市に排 出事業者が <u>自ら報告書を提出</u>	

現状①(電子化率等)

全国登録件数と電子化の推移



現状②(都内処理業者数)

- ・ 電子マニフェスト対応 処理業者数
 - ⇒産廃処理業者検索 システムで表示可
 - 〇収集運搬 約4,100事業者
 - 〇処分 約220事業者
 - *検索システム
 - →「東京都 産業廃棄物処理 業者検索」でクリック

https://www.kankyosanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_i nput.aspx

産業廃棄物処理業者情報の検索						
東京都知事の許可を受けている許可業者の情報を検索することができます。 検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。						
<u> </u>	vaScriptを有効にしてください。					
都独自の優良認定	□産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナル □産廃エキスパート □産廃プロフェッショナル 東京都の実施している第三者評価制度における認定業者から選択する場合はチェックを入力してください					
許可番号	都許可番号(13~)(10桁)あるいは統一許可番号(6桁)を半角数字で入力ください。					
業者名	業者名の全体が、一部をご入力ください。					
代表者氏名	代表者氏名の全体か、一部をご入力ください。					
許可住所	第者の本社所在地の全体が、一部をご入力<ださい。					
施設住所	所 業者の施設所在地の全体か、一部をご入力ください。					
業の区分	処分 業の区分を必ず選択してください					
許可年月日	西暦 年 月 日~ 年 月 日 → 検索方法へルプ 許可年月日とは、初めて許可を取得した日のことを言います。					
	□燃え殻 □汚泥 □廃油 □廃酸					
	□廃アルカリ □廃プラスチック類 □紙くず □木くず					
	□繊維〈ず □動植物性残さ □動物系固形不 □ゴム〈ず 要物					
取り扱う 産業廃棄物	□金属くず □ガラスくず・コンクリートくず及び陶 □鉱さい □がれき類 磁器くず					
	□動物のふん □動物の死体 □ぱいじん □政令13号 尿 物					
	取り扱う産業廃棄物の種類を選択してください。 複数選択した場合は、選択した全ての産業廃棄物を扱う業者が表示されます。					
	□石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等					
登録車両番号	車両番号の全体をご入力ください。 スペース・ルイフ・・ 古むどは入力したいでください。 「側1車 京00本000					
電子マニフェスト	<mark>✓</mark> 有 選択した場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター〈JWNET)に「加入情報の公誾可」として登録した業者が表示されます					
	±∆.±					

参考情報

- JWセンターHP
 - 〇電子マニフェストをはじめよう(冊子)
 - 〇電子マニフェスト早わかりムービー
- ・庁内ポータルサイト



・環境局作成動画「電子マニフェストの利用に向けて」

【YouTube動画】

- ・環境局HPに掲載
- ・「資源循環推進部 YouTube」 で検索!

https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ



™ 委託契約締結やマニフェスト交付に 当たっての留意点

不適正な処理委託の事例



- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に 廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も 含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目 に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

こんな処理業者には要注意!



- 契約書を交わそうとしない
- ■「マニフェストはこちらで作成します」と言う 収集運搬業者
- ■「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」 と言う収集運搬業者
- ■「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要ですと言う処理業者
- ■「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物 処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

IX 措置命令、罰則



措置命令(廃棄物の撤去命令) 【第19条の5、19条の6】

- ・措置命令とは・・・ 「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる 行政処分
 - ⇒ 不法投棄等の実行行為者だけでなく、 排出事業者等にも命令できる
 - *青森・岩手県境不法投棄事案でも、 無許可業者に委託した、大手の物流会社や 玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

廃棄物処理法の罰則



違反項目:排出事業者に係る主なもの	罰則	
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 又は併科(法人重課 3億円以下の罰金)	
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金	
措置命令(支障の除去)違反	又は併科	
委託基準違反(許可内容未確認、契約書不備など)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 又は併科	
改善命令違反		
マニフェスト不交付、不正交付	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
マニフェスト保存義務違反		
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金	
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害		

これまで解説したように、排出事業者責任 は重く、不適正処理を行うと罰則が適用され たり、措置命令等の行政処分が行われる場合 があります。

このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「第三者評価制度」を設け、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルとして認定しています。

X 第三者評価制度について

産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」

~優良性基準適合認定制度~







【概要】

都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者を第三者評価機関が評価する制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した、(公財)東京都環境公社が評価・認定している。

【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

第三者評価制度の特徴①

- ① 処理業者の事業内容や取組状況に応じた 2つの認定区分
 - ■産廃エキスパート (第1種評価基準適合業者) 業界のトップランナー的業者
 - ■産廃プロフェッショナル (第2種評価基準適合業者) 業界の中核的役割を担う優良業者

産廃エキスパート

産廃プロフェッショナル

都の許可を有する処理業者

第三者評価制度の特徴②



- ② 処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮した より高度な取組を総合的に評価
 - ■評価項目

「遵法性」「安定性」「先進的な取組」

■審查方法

書面審査契約書・マニフェスト・帳簿等

現地審查 経営者面談、作業実態・施設管理状況等

③ 第三者評価機関が評価委員会を設置し、公平・公正に評価・認定

認定業者数(令和5年4月1日現在)

			業の区分		
認定区分	認定 業者数	専門性	収集運搬業	収集運搬業	中間処理業
		(感染性)	(積保除く)	(積保含む)	中间处理来
産廃Iキスパート	156	30	65	86	86
産廃プロフェッショナル	70	18	47	22	20
計	225	48	112	108	106

[※]複数の業の区分にて申請を行っている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

【許可証デザイン】

令和 3年 4月 1日 様式第九号 (第十条の六関係) 許可番号 第13-20-99999号 産業廃棄物処分業許可証 住 所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号 氏 名 株式会社東京太郎 代表取締役 東京 太郎 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 許 可 の 有効年月日 1 事業の範囲 (1)業の区分: 処分(中間処理) (以上3種類) 3.14 (t/日) 1.59 (t/日) 平成2年 7月1日 2.65 (t/日) (1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の領策と安全を確保する環境に関する条例」 及びその他の関係法令の規定を遵守すること。 許可の関新・変更の状況 平成 8年 1月 2日 新規評可 令和 3本 1月 2日 更新許可 第 6回

令和3年よりデ ザインを変更



産廃エキスパート 都認定番号:1-20-C9999SD

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



XI 有害物等の廃棄物処理について (アスベスト)

アスベスト (石綿) 廃棄物について

〇廃石綿等(飛散性アスベスト、レベル1、レベル2)

- ・建築物その他の工作物(建築物等)に用いられる材料であって 石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去され た当該石綿。
- 人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- 特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

〇石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト、レベル3)

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量のO. 1パーセントを超えて含有するもの
- ・ 普通の産業廃棄物として処理(破砕せずに埋立)

アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

対 象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材			石綿含有成形板等 (石綿含有けい酸力 ルシウム板第1種、 石綿含有下地調整塗
XJ 💸					保温材	村)• 石綿含有仕上塗材
作業内容	除去	封じ込め囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・搬 出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じ る	レベル2	レベル3
産業廃棄物の分 類	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)			石綿含有産業廃棄物		
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材、外壁材 建築用仕上塗材 等

注)作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。

アスベスト廃棄物の取扱い(保管場所の表示)

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所			
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)		
管理者の氏名 及び 連絡先	00000会社 電話 0000 ××××		
最大保管高さ (屋外で容器を 用いずに保管す る場合に記載)	OOm		

【廃石綿の保管場所の例】

特別管理産業廃棄物保管場所		
廃棄物の種類	廃石綿等	
管理者の氏名 及び 連絡先	OOOOO会社 電話 OOOO ××××	
最大保管高さ (屋外で容器を 用いずに保管す る場合に記載)	OOm	

60cm×60cm以上の大きさ

アスベスト廃棄物の措置

容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬



石綿含有廃棄物は、原則、運搬途中で破砕等しない

アスベスト廃棄物の処分

破砕等の処理は認められていません!

- 1 溶融
- ア溶融設備で溶融
- イ 溶融後は、普通の産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
- ② 最終処分(埋立)
- ア 廃石綿等・大気中への飛散防止措置(二重梱包)
 - ・管理型処分場の一定の場所に埋立て
 - ・飛散防止の覆土
- イ 石綿含有産業廃棄物
 - ・安定型処分場の一定の場所に埋立て

参考資料 (ホームページ)

●環境省

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」

https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf

●国土交通省「目で見るアスベスト建材」

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

XI 有害物等の廃棄物処理について (水銀)

水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択

平成27年 2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた

今後の水銀廃棄物対策について(答申)」

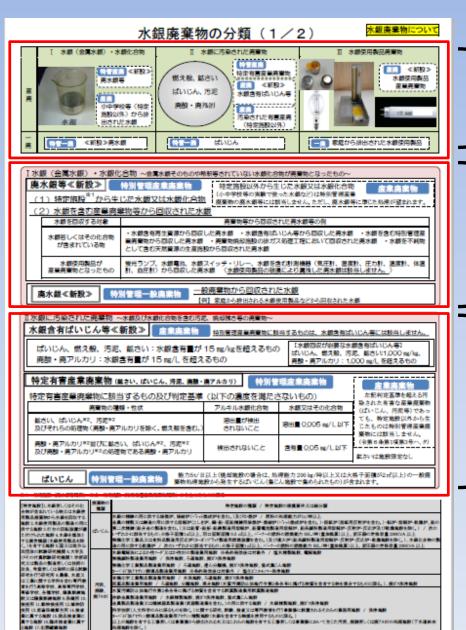
平成27年11月 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布



「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年4月1日施行	平成29年10月1日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理 産業廃棄物に指定 など	処分基準の追加など
水銀含有ばいじん等		「水銀含有ばいじん等」 の区分新設 など
水銀使用製品 産業廃棄物		「水銀使用製品産業廃棄物」 の区分新設 など

東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」(1/4ページ)



- ①<u>水銀廃棄物の分類と</u> 廃棄物処理法上の区分の概要
- ②水銀(金属水銀) 水銀化合物
- ●特別管理産業廃棄物(<u>廃水銀等</u>) 通常の産業廃棄物の区別
- ③水銀に汚染された廃棄物
- ●特別管理産業廃棄物(<u>特定有害</u> 産業<u>廃棄物</u>)、産業廃棄物(<u>水</u> 銀含有ばいじん等)、通常の産 業廃棄物の区別
- ●水銀回収の対象

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(2/4ページ)



- 4) 水銀使用製品産業廃棄物
- ●該当する製品
- ●水銀回収の対象
- ※ 図の(1)~(3)のいずれかに該当する物は、産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物)

身近な物では「蛍光ランプ」や 「水銀体温計」などが該当します。

(LED蛍光灯、電子体温計など、 水銀が入っていない物は対象外)

水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類(イメージ)

特別管理産業廃棄物

(普通の) 産業廃棄物

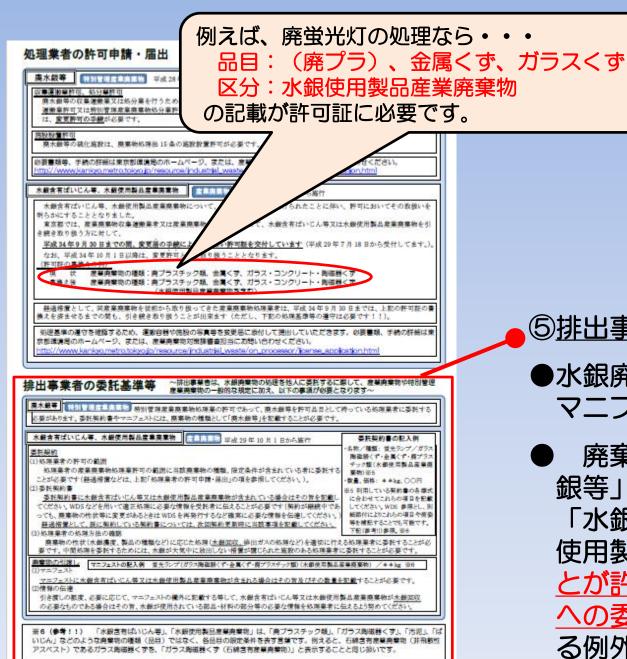
①廃水銀等

②特定有害産業廃棄物 (鉱さい、ばいじんなど5品目) ③水銀含有ばいじん等(ばいじん、鉱さいなど6品目)

④水銀使用製品産業廃棄物(金属くず、廃プラなど20品目)

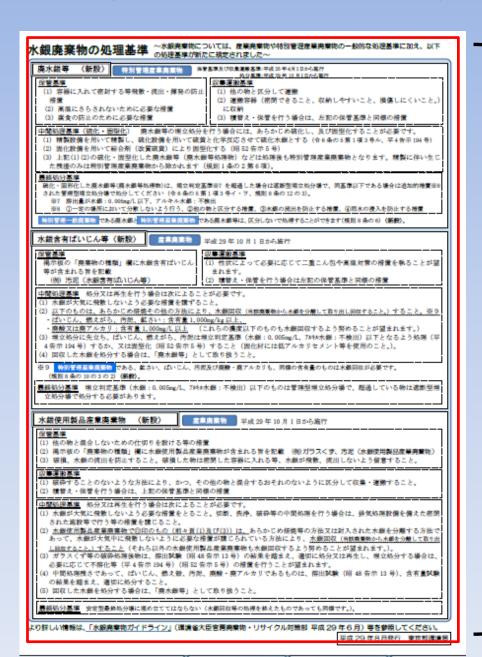
水銀廃棄物だが、法令上①~④に該当しない物(性状により①~④に準じた取扱いが望ましい)

東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」(3/4ページ)



- ⑤排出事業者の委託基準等
- ●水銀廃棄物の処理委託時の契約書、 マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要(経過措置における例外あり)

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)



⑥各水銀廃棄物の処理基準

- 排出事業者による事業所での保管時には保管基準の遵守が、自らの運搬時には収集運搬基準の遵守が必要
- 処理業者(収集運搬業者、 処分業者)への委託では、 その業者が処理基準を遵守 していることの確認が大切

参考資料 (ホームページ)

●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html

※ 本日ご案内したリーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

●環境省「水銀廃棄物関係」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/

「水銀廃棄物ガイドライン」 「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

XI 有害物等の廃棄物処理について (PCB)

PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物

処理期限が法律で定められています! 期限内処理にご協力をお願いします。

低濃度

PCB廃棄物

2027年3月31日まで

高濃度

変圧器・コンデンサー

安定器・汚染物

2022年3月31日まで (処分期間終了)

2023年3月31日まで (処分期間終了)

→詳細はコチラ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf

双 まとめ

適正な産業廃棄物処理に向けて



- ■処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か
- ■産業廃棄物処理委託契約は適正か
- マニフェストの交付・確認・保管は適正か
- 処理料金は適正か。直接払いか
- 処理(運搬・処分) 状況の確認は行っているか
- 優良業者の活用を(第三者評価制度等)
- 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか

参考情報(パンフレット類)

- ☆ パンフレット、ガイドブック等
- ➤ 「東京都 産業廃棄物 広報」でクリック
 - 〇産業廃棄物適正処理ガイドブック(令和元年10月)
 - 〇産業廃棄物適正処理ハンドブック(令和4年5月)
 - 〇水銀廃棄物の取扱いについて(平成30年5月)
 - 〇建設廃棄物を適正に処理するために(平成23年10月)
 - 〇建設工事・解体工事を行う皆様へ(令和4年5月)
- ☆ リチウムイオン電池の処理関係リーフレット
 - 〇小型充電式電池は取扱いに注意をお願いします(東京都)
 - ○使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください (環境省)
- ☆ 産業廃棄物処理委託モデル契約書
 - > 「東京都 産業廃棄物モデル契約書」でクリック

参考情報(重要通知、連絡先等)

☆ 環境省通知

- 〇 産業廃棄物管理票制度の運用について (平成23年3月17日)
- 〇 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について (平成29年3月21日)
- 〇 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について (平成29年6月20日)
- 〇 行政処分の指針について (令和3年4月14日)

☆ 処理業者を探す

- ▶東京都処理業者検索システム 「東京都 産業廃棄物 処理業者」でクリック
- >東京都産業資源循環協会 03-5283-5455

☆ 全般的なお問合せ

▶東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当 03-5388-3586

産業廃棄物の適正処理にご協力をお願いいたします!



研修、お疲れ様でした。